

京都府公報

号外 第29号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	規 則
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（職員総務課、教育庁教職員企画課）	○京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課、循環型社会推進課）
4	11
○災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（職員総務課）	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（障害者支援課）
〃	15
○京都府ふるさと応援寄附基金条例（総務調整課）	
〃	
○京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例（ 〃 ）	
5	
○京都府府税条例及び京都府産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課、循環型社会推進課）	
〃	
○京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例（こども・青少年総合対策室、障害者支援課、家庭支援課）	○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令（職員総務課）
9	16
○京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営支援・担い手育成課）	
10	
○京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（教育庁管理課）	
11	
	訓 令
	○職員の特特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
	〃
	○感染症防疫作業手当を支給する感染症について定めた告示の一部改正
	17
	○新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例について定めた告示の廃止
	〃

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の特特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第20号）（職員総務課、教育庁教職員企画課）

1 改正の理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の一部改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における今般の新型コロナウイルス感染症の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に改められたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業及び学校の緊急の臨時休業の実施のための業務に対して支給することとしている特殊勤務手当の特例を廃止することとした。（附則第3項及び第4項関係）

3 施行期日

令和5年7月11日

◇災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第21号）（職員総務課）

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正による条ずれ及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更等に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第1条、第2条関係）

3 施行期日

令和5年7月11日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

◇京都府ふるさと応援寄附基金条例（京都府条例第22号）（総務調整課）

1 制定の理由

ふるさと京都府を応援しようとする人々から広く寄附金を募り、これを活用することにより、市町村との連携の下に地域の振興及び府域の均衡ある発展を図るとともに、一人ひとりの夢や希望が実現できる京都づくりを推進することを目的とする京都府ふるさと応援寄附基金（以下「基金」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) 基金の設置について定めることとした。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）
- (4) 基金の運用収益は、予算に計上し、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）
- (5) 基金は、その設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第5条関係）
- (6) 知事は、財政上必要があると認めるときは、繰戻し方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）
- (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第7条関係）

3 施行期日

令和5年7月11日

◇京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例（京都府条例第23号）（総務調整課）

1 廃止の理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の一部改正により、今般の新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に改められたこと等を踏まえ、京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

令和5年7月11日

◇京都府府税条例及び京都府産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（京都府条例第24号）（税務課、循環型社会推進課）

1 改正の理由

令和5年度税制改正としての地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人府民税、軽油引取税、自動車税、産業廃棄物税等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 個人府民税に関する事項

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとした。（第1条（附則第11条の3）関係）
- (2) 軽油引取税に関する事項

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア国防軍が公用

に供する軽油の輸入をする場合等について、課税免除措置を講じることとした。(第1条(第58条、第61条の2)関係)

(3) 自動車税に関する事項

ア 令和6年1月1日以後の環境性能割の税率の適用区分を見直すこととした。(第1条(第63条の6)関係)

イ 令和7年4月1日以後の環境性能割の税率の適用区分を見直すこととした。(第2条(第63条の6)関係)

(4) その他

その他所要の規定整備を行うこととした。(第1条(第33条の2、第61条の2の2、附則第15条の4の6)、第2条(附則第15条の4の8、附則第15条の4の9、附則第15条の5)、第3条関係)

3 施行期日

令和6年1月1日。ただし、2の(4)(第3条中第16条の改正に係る部分を除く。)については令和5年7月11日、2の(4)(第1条中第33条の2の改正に係る部分に限る。)については令和7年1月1日、2の(3)のイ及び(4)(第2条中附則第15条の4の8、附則第15条の4の9及び附則第15条の5の改正に係る部分に限る。)については令和7年4月1日、2の(2)及び(4)(第1条中第61条の2の2及び附則第15条の4の6の改正に係る部分に限る。)については令和5年7月11日又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日のいずれか遅い日

◇京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例(京都府条例第25号)(こども・青少年総合対策室、障害者支援課、家庭支援課)

1 改正の理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)及びこども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例(平成18年京都府条例第46号)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第32号)

(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第34号)

(4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第35号)

(5) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第36号)

3 施行期日

令和5年7月11日

◇京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第26号)(経営支援・担い手育成課)

1 改正の理由

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づく知事による農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の認可等に係る事務について、地域の実情に応じた農地の利活用及び農業振興を推進するとともに、事務の効率化を図ることができるよう、市町村が事務処理をすることとするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による促進計画の認可並びに同条第7項の規定による認可の通知及び公告に係る事務は、市町村が処理することとした。(別表関係)

3 施行期日

令和5年7月11日

◇京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例(京都府条例第27号)(教育庁管理課)

1 改正の理由

府立向日が丘支援学校について、改築のため一時的に移転することに伴い、京都府立高等学校等設置条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

令和5年8月26日を始期とし、令和9年8月1日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規

則で定める日までの間、同校の所在地「長岡京市井ノ内」を「長岡京市今里南平尾」とする規定を置くこととする。(附則関係)

- 3 施行期日
令和5年8月26日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

京都府ふるさと応援寄附基金条例

京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例

京都府府税条例及び京都府産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第20号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の前の見出し、附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項又は第4項に規定する作業又は業務に従事した職員の当該従事に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

京都府条例第21号

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等に関する条例（昭和38年京都府条例第

15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の右に「（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）」を加え、「第44条」を「第26条の8」に、「災害対策基本法第32条第1項」を「同項」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

京都府条例第22号

京都府ふるさと応援寄附基金条例

（設置）

第1条 ふるさと京都府を応援しようとする人々から広く寄附金を募り、これを活用することにより、市町村との連携の下に地域の振興及び府域の均衡ある発展を図るとともに、一人ひとりの夢や希望が実現できる京都づくりを推進するため、京都府ふるさと応援寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第23号

京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例

京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例(令和2年京都府条例第23号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金に残余財産があるときは、一般会計に繰り入れるものとする。

京都府条例第24号

京都府府税条例及び京都府産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第33条の2第1項中「第2項」を「第3項」に改め、同条第2項中「第317条の3の2第4項」を「第317条の3の2第5項」に、「又は第2項」を「又は第3項」に、「第45条の3の2第4項」を「第45条の3の2第5項」に改める。

第58条に次の1項を加える。

- 3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第61条の2において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第61条の2を第61条の2の2とし、第61条の次に次の1条を加える。

第61条の2 オーストラリア軍隊が、第58条第3項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第57条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第63条の6第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分

の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン以下のトラック」を「3.5トン以下のバス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)を次のように改める。

- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第63条の6第1項第1号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(ア)中「法第149条第1項第6号イ(1)の総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」を「同号イ(1)の総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第157条第1項第3号ホ」を「第157条第1項第3号ト」に改め、同号オ(ア)a中「第149条第1項第6号へ(1)(i)」を「第149条第1項第6号ト(1)(i)」に改め、同号オ(ア)b中「第149条第1項第6号へ(1)(ii)」を「第149条第1項第6号ト(1)(ii)」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」に改め、同号中オをキとし、同号エ中「バス又は」を削り、「第157条第1項第3号ニ」を「第157条第1項第3号ヘ」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号中エをカとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第157条第1項第3号ハ」を「第157条第1項第3号ホ」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

- ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハの総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第63条の6第2項中「自動車」を「ものを」に改め、同項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の6第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第157条第2項第1号ニ」を「第157条第2項第1号ホ」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第63条の6第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の6第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の6第2項第3号エ中「第157条第2項第3号ニ」を「第157条第2項第3号ホ」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第157条第2項第3号ハ」を「第157条第2項第3号ニ」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エ

エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ハの総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の6第4項中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、「規定は、」の右に「令和4年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率）」に、「100分の150」を「100分の115を乗じて得た数値）」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

第63条の6第5項中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94」を「令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同

表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

附則第11条の3第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「府民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「府民税の所得割の納税義務者」を「もの」に改め、「あつたものを除く」の右に「。）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の法附則第35条の3第1項の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る」を加え、「第37条の13の2第1項」を「第37条の13の3第1項」に改め、同条第6項中「第37条の13の2第8項」を「第37条の13の3第8項」に改め、同条第8項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

附則第15条の4の6中「第61条の2」を「第61条の2の2」に改める。

第2条 京都府府税条例の一部を次のように改正する。

第63条の6第1項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度以降」を「令和7年度以降」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）に改め、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分

の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第4項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度にお

いて適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第15条の4の8中「附則第12条の2の10第1項」を「附則第12条の2の10」に改める。

附則第15条の4の9中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第15条の5第1項第2号中「次項第6号」の右に「及び第3項第3号」を加える。

(京都府産業廃棄物税条例の一部改正)

第3条 京都府産業廃棄物税条例(平成16年京都府条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第733条の18第7項」を「第733条の18第8項」に改める。

第19条第2項中「のほか」を削り、「その他」を「及び」に、「もの」を「もの(次条において「書類等」という。))」に改める。

第20条の見出し中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同条第1項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に、「備付けに」を「備付け及び保存に」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項のいずれかの承認を受けている帳簿」を「前各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿又は保存が行われている書類等」に改め、「当該帳簿」の右に「又は書類等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第2項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に、「備付けに」を「備付け及び保存に」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 特別徴収義務者等は、書類等の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類等の保存に代えることができる。

6 第1項の規定により前条第1項の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている者又は第2項の規定により書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えている者は、規則で定める場合には、当該帳簿又は当該書類等の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該帳簿又は当該書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は当該書類等に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

第20条第1項の次に次の2項を加える。

2 特別徴収義務者等は、書類等の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成す

る場合には、規則で定めるところにより、当該書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者等は、書類等の全部又は一部について、当該書類等に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えることができる。この場合において、当該書類等に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該書類等の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者等は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。
- 第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第3条の規定（同条中京都府産業廃棄物税条例第16条第1項の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中京都府府税条例第33条の2第1項の改正規定 令和7年1月1日
- (3) 第2条及び附則第6項の規定 令和7年4月1日
- (4) 第1条中京都府府税条例第58条に1項を加える改正規定、同条例第61条の2を同条例第61条の2の2とし、同条例第61条の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第15条の4の6の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日いずれか遅い日
- (府民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の京都府府税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の3第1項から第8項までの規定は、同条第1項の府民税の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第1条の規定による改正前の京都府府税条例附則第11条の3第1項の府民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。
- (軽油引取税に関する経過措置)
- 3 新条例第58条第3項及び第61条の2の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例第63条の6の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都府府税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

京都府条例第25号

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正)

- 第1条 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）の一部を次のように改正する。
- 第10条第2項第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正)
- 第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第1項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「第5条第1項の」の右に「こども家庭庁長官及び」を加える。
- 第8条中「第5条第1項」の右に「このこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」を加え、「第8条」を「第7条」に、「基準省令第5条第1項」を「基準命令第5条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業にあっては、当該事業について基準命令第7条において読み替えて準用する同項の厚生労働大臣）」に改める。
- 第46条第1項中「基準省令第44条第1項の」を「基準命令第44条第1項のこども家庭庁長官及び」に改める。
- 第50条第2項中「第36条第1項」と、「」の右に「第46条第1項中「第44条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「第48条第2項において準用する基準命令第44条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣（重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業にあっては、当該事業について基準命令第48条第2項において読み替えて準用する基準命令

第44条第1項の厚生労働大臣)」と、」を加える。

第52条第1項第4号中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第115条第3項中「基準省令第127条第3項の」を「基準命令第127条第3項の子ども家庭庁長官及び」に改める。

第158条の2、第173条、第202条、第202条の11、第202条の22、第203条第2項及び第207条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第7項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改め、「平成26年厚生労働省令第5号」の右に「。以下「区分命令」という。」を加える。

附則第8項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「区分命令」に改める。

附則第9項及び第10項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準府令」という。)

第5条第2項の子ども家庭庁長官」に改める。

第84条第5項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第35号)の一部を次のように改正する。

第32条中「第31条第1項の厚生労働大臣」を「第31条の子ども家庭庁長官」に改める。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部改正)

第5条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条、第29条及び第37条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第48条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第54条第2項第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第60条及び第69条第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第84条第1項中「厚生労働大臣」を「基準府令第63条第1項の子ども家庭庁長官」に改める。

第96条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第104条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条」を「子ども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第105条第3号及び附則第3項中「基準省令」を「基準府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第26号

京都府の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表の20の項の次に次のように加える。

<p>20の2 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可</p> <p>(2) 法第18条第7項の規定による認可の通知及び公告</p>	<p>京都市</p>
<p>20の3 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計</p>	<p>市町村(京都市を除く。)</p>

画の認可（その申請に係る農用地利用集積等促進計画に定められた同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）
 (2) 法第18条第7項の規定による認可の通知及び公告（(1)の事務に係るものに限る。）

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の京都府の事務処理の特例に関する条例別表の20の2の項左欄及び20の3の項左欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づき、この条例の施行の日前に知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は同日前に同法の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において市町村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、市町村長のした処分その他の行為又は市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

京都府条例第27号

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

京都府立高等学校等設置条例（昭和39年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 令和9年8月1日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日までの間は、表特別支援学校の項中「長岡京市井ノ内」とあるのは、「長岡京市今里南平尾」とする。

附 則

この条例は、令和5年8月26日から施行する。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第29号

京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都府産業廃棄物税条例施行規則（平成16年京都府規則第43号）の一部を次のように改正する。

第25条及び第26条を次のように改める。

（帳簿等の電磁的記録による保存等）

第25条 条例第20条第1項の規定により帳簿（条例第19条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る電磁的記録（条例第20条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者等は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者等が特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- 当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。）に当該特別徴収義務者等が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項及び第5項第5号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはア及びイに掲げる書類を除くものとし、当該帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはウに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。
 - 当該帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。）の概要を記載した書類
 - 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ウ 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

エ 当該帳簿に係る電子計算機処理並びに当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

(2) 当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

(3) 地方税に関する法令の規定に基づく当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2 前項に規定する「特定要件」とは、次の各号に掲げる特別徴収義務者等の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

(1) 条例第20条第1項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者等次に掲げる要件（当該特別徴収義務者等が地方税に関する法令の規定に基づく当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ（イ）及びウ（ウ）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

ア 当該帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連帳簿（当該帳簿に関連する帳簿をいう。イにおいて同じ。）の記録事項（当該関連帳簿が、条例第20条第1項の規定により当該関連帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関連帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は同条第4項若しくは第6項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第4項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項及び次条において同じ。）による保存をもって当該関連帳簿の備付け及び保存

に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(ア) 取引年月日、取引金額及び取引先（（イ）及び（ウ）において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(2) 条例第20条第4項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者等 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ（ア）の電磁的記録に、前号ア（ア）及びイ（イ）に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該帳簿の保存期間（条例第19条第1項の規定により帳簿の保存をしなければならないとされている期間をいう。）の初日から当該帳簿に係る産業廃棄物税の法定納期限（法第11条の4第1項に規定する法定納期限をいう。）後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号及び前号ウに掲げる要件（当該特別徴収義務者等が地方税に関する法令の規定に基づく当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（イ）及びウ（ウ）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ウに規定する機能（当該者が地方税に関する法令の規定に基づく当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（ア）に掲げる要件を満たす

機能)に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

3 第1項の規定は、条例第20条第2項の規定により書類等(同項に規定する書類等をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えようとする特別徴収義務者等の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第1項中「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。)を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4 条例第20条第3項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第20条第3項の規定により書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えようとする特別徴収義務者等は、次に掲げる要件(当該者が地方税に関する法令の規定に基づく当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第6号(イ及びウに係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。

(1) 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

ア 当該書類等に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

イ 当該書類等に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該書類等の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。)

(2) 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件(当該者が同号ア又はイに掲げる方法により当該書類等に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合においては、イに掲げる要件を除く。)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を使用する電子計算機処理システムであること。

(ア) 解像度が、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。)Z6016附属書AのA.1.2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。

(イ) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。

イ 当該書類等の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務(電磁的記録に記録

された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。)に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと(当該書類等の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合においては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。)

(ア) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該書類等の保存期間(条例第19条第2項の規定により書類等の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(イ) 課税期間(条例第11条第1項及び第14条第1項に規定する期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ウ 当該書類等をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報(当該書類等の作成又は受領をする者が当該書類等をスキャナで読み取る場合において、当該書類等の大きさが日本産業規格A列4番以下であるときは、(ア)に掲げる情報に限る。)を保存すること。

(ア) 解像度及び階調に関する情報

(イ) 当該書類等の大きさに関する情報

エ 当該書類等に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(ア) 当該書類等に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該書類等に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

(3) 当該書類等に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

(4) 当該書類等に係る電磁的記録の記録事項と当該書類等に関連する帳簿の記録事項(当該帳簿が、条例第20条第1項の規定により当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は同条第4項若しくは第6項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイ

クロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

- (5) 当該書類等に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

- ア 整然とした形式であること。
 イ 当該書類等と同程度に明瞭であること。
 ウ 拡大又は縮小をして出力することが可能であること。
 エ 日本産業規格Z8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

- (6) 当該書類等に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限り)を確保しておくこと。

- ア 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先(イ及びウにおいて「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。
 イ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

- ウ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

- (7) 第1項第1号の規定は、条例第20条第3項の規定により書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えようとする特別徴収義務者等の当該電磁的記録の保存について準用する。

- 6 特別徴収義務者等が、災害その他やむを得ない事情により、条例第20条第3項前段に規定する規則で定めるところに従って書類等に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

- 7 条例第20条第3項の規定により書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えている特別徴収義務者等は、当該書類等のうち当該書類等の保存に代える日(第2号において「基準日」という。)前に作成又は受領をした書類等(以下この項及び次項において「過去分書類等」という。)に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類等の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書(以下この項において「適用届出書」という。)を知事に提出したとき(従前において当該過去分書類等と同一の種類書類等に係る適用届出書を知事

に提出していない場合に限る。)は、第5項第1号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類等(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該過去分書類等に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第2号イ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと(当該書類等の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。)」とあるのは「こと」と、同号ウ中「情報(当該書類等の作成又は受領をする者が当該書類等をスキャナで読み取る場合において、当該書類等の大きさが日本産業規格A列4番以下であるときは、(ア)に掲げる情報に限る。)」とあるのは「情報」とする。

- (1) 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

- (2) 基準日

- 8 前項の規定により過去分書類等に係る電磁的記録の保存をする特別徴収義務者等が、災害その他やむを得ない事情により、条例第20条第3項前段に規定する規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

- 9 条例第20条第3項後段に規定する規則で定める要件は、書類等に係る電磁的記録について、当該書類等の保存場所に、条例第19条第2項の規定により当該書類等の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

- 第26条 条例第20条第4項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者等は、前条第1項各号に掲げる要件(当該者が同条第2項に規定する特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイ

クロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。)及び次に掲げる要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) 特別徴収義務者等(その者が法人である場合には、当該法人の帳簿の保存に関する事務の責任者である者)の当該帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

(ウ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格B7186に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

2 前項の規定は、条例第20条第5項の規定により書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類等の保存に代えようとする特別徴収義務者等の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第1項各号」とあるのは「前条第1項第1号及び第3号」と、「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件(同項第2号ウからオまでに掲げるものに限る。)に従って」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

3 条例第20条第6項に規定する規則で定める場合は、同条第1項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者等の当該帳簿又は同条第2項の規定により書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えている特別徴収義務者等の当該書類等の全部又は一部について、その保存期間(条例第19条の規定により帳簿又は書類等の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合と

する。

4 第1項及び第2項の規定は、条例第20条第6項の規定により帳簿又は書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は書類等に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者等の当該帳簿又は書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

別記第23号様式を削る。

第2条 京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「第5項第5号」を「第5項第4号」に改め、同条第5項中「第6号」を「第5号」に改め、同項第2号中ウを削り、エをウとし、同項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7項中「、同号ウ中「情報(当該書類等の作成又は受領をする者が当該書類等をスキャナで読み取る場合において、当該書類等の大きさが日本産業規格A列4番以下であるときは、(ア)に掲げる情報に限る。)」とあるのは「情報」と」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和5年7月29日までの間に京都府産業廃棄物税条例(平成16年京都府条例第6号)第19条第2項に規定する書類等(以下この項及び次項において「書類等」という。)に記載すべき事項に係る電磁的記録について保存が行われる場合における第1条の規定による改正後の京都府産業廃棄物税条例施行規則第25条第5項の規定の適用については、同項第2号イ中「業務をいう。)」とあるのは、「業務をいう。)」又は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。

3 第2条の規定による改正後の京都府産業廃棄物税条例施行規則第25条第5項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に保存が行われる書類等について適用し、同日前に保存が行われた書類等については、なお従前の例による。

京都府規則第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「基準省令第44条第2項の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準命令」という。）第44条第2項のこども家庭庁長官及び」に改める。

第10条第2項中「、前条」を「、第8条第2項中「第44条第2項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「第48条第2項において準用する基準命令第44条第2項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業にあっては、当該事業について基準命令第48条第2項において読み替えて準用する基準命令第44条第2項の厚生労働大臣）」と、前条」に改める。

第11条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「いう」を「いう。以下同じ」に改める。

第21条第2項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第30条第2項中「基準省令第120条第4項の」を「基準命令第120条第4項のこども家庭庁長官及び」に改める。

第46条第2項及び第52条第3項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第67条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第68条の2第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第9項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「「省令」を「「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第13条第3項中「省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第14号

本 庁
地方機関

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和33年京都府訓令第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年7月11日から施行する。
- 2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の現業職員の特殊勤務手当に関する規程附則第4項に規定する作業に従事した現業職員の当該従事に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

人 事 委 員 会

職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

京都府人事委員会

委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—818

職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—3）の一部を次のように改正する。

附則第1項及び第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



京都府人事委員会告示第94号

感染症防疫作業手当を支給する感染症について定めた告示（平成11年京都府人事委員会告示第44号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月11日

京都府人事委員会
委員長 坂 田 均

第8号を削る。



京都府人事委員会告示第95号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例について定めた告示（令和3年京都府人事委員会告示第86号）は、廃止する。

令和5年7月11日

京都府人事委員会
委員長 坂 田 均